

(概要版)

きらきらみどり いきいきおおいた

大分市緑の基本計画

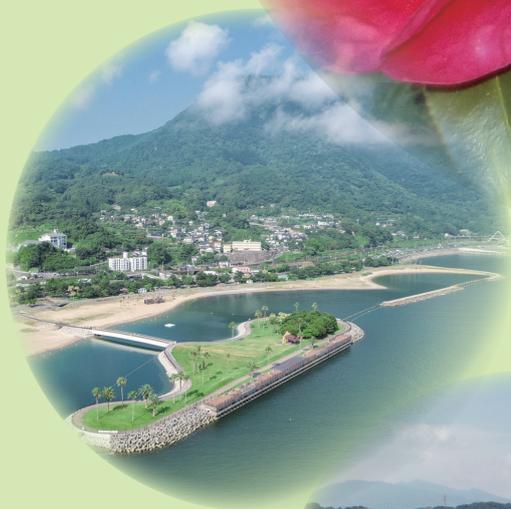
みどりの風でつつもう大分

残そう

増やそう

活かそう

参加しよう



2019年(平成31年)3月

大分市

大分市では2000年（平成12年）5月に「大分市緑の基本計画」を公表し、その後、2009年（平成21年）6月に計画を改定しました。そして、これまで、緑の保全や創出など緑に関する計画や施策について、市民、NPO、事業者、行政などが協働して取り組んできたところです。

その後、約10年が経過する中、社会情勢や自然環境の変化、地球環境問題への対応の必要性、当計画の根拠法である「都市緑地法」や「都市公園法」の改正など、緑の基本計画に関する状況が大きく変化しています。そこで、市では将来の緑について、市民の皆様とともに、「大分市緑の基本計画」の改定を行いました。

今後、この計画に基づき、市民、NPO、事業者の皆様と行政との協働のもと、緑を保全し、緑をつくり、活用するため、さまざまな緑の施策を展開し、その緑を次の世代により良い状態で引き継いでいくよう取り組んでまいります。

緑の基本計画とは、緑の持つさまざまな役割や機能に配慮して、創意工夫を発揮しながらつくる、緑の総合計画です。これによって、まち全体の緑の保全や緑化の推進など、市の施策や事業を行う際の指針となります。

大分市緑の基本計画は、市民、NPO、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で積極的に協力・連携し、取り組むための指針となるよう、その考え方や施策等についてとりまとめたものです。

大分市の緑の大部分は民有地の緑であることから、緑を保全し、新たな緑をつくり、活用するためには、市民、NPO、事業者、行政が積極的に協力・連携し取り組んでいくことが必要です。

そこで、大分市緑の基本計画は、市民と共につくる緑の総合計画としました。

■大分市緑の基本計画のイメージ図



基本計画という木をこれから大きく育てていくには、市民、NPO、事業者、行政という木の栄養素が必要になります。このどれが欠けても木は育ちません。

今回の主な改正点は次の4点です。

-  公園の管理方針等：「都市公園法」、「都市緑地法」等の改正に伴い、民間活力を活かした公園の再生・活性化や、都市公園の管理の方針等を追加しました。
-  生物多様性：生物多様性の確保についての考え方を追加しました。
-  計画の基本方針：緑を活用する方針を加え、関連する施策を追加しました。
-  将来の目標：緑を増やすことに重点を置いた目標から、緑の質の向上に向けた目標へ変更しました。

緑は、人と全ての生物が生きていくための生態系の基盤であり、地球環境を守るかけがえのない自然資源です。また、やすらぎやレクリエーションの場、地域の誇りとして、心身の健康増進に役に立つとともに、自然災害などからも私たちを守ってくれます。このように、緑には、多様な役割がありますが、この計画では、緑が持つ環境保全、レクリエーション、防災、景観形成の4つの役割を考えながら、配置方針や施策を検討しています。

1 環境保全の役割

緑は人や生物の住む環境を維持し、改善します。



2 レクリエーションの役割

緑は人々にやすらぎを与え、多様なレクリエーションの場を提供します。



3 防災の役割

緑は火災の延焼を食い止め、土砂災害を防止するなどの効果があります。



4 景観形成の役割

緑はうるおいのある都市景観をつくることができます。



大分市緑の基本計画では、以下の「基本理念」と「計画の目標」を設定しています。

基本理念

- 1) 大分らしさを活かした緑づくり
- 2) 人と自然が共生する地域づくり
- 3) 環境にやさしいまちづくり
- 4) ゆとりとうるおいのある生活空間づくり
- 5) 安全・安心のまちづくり
- 6) 市民参加の緑づくり

目標（目標年次：2038年）

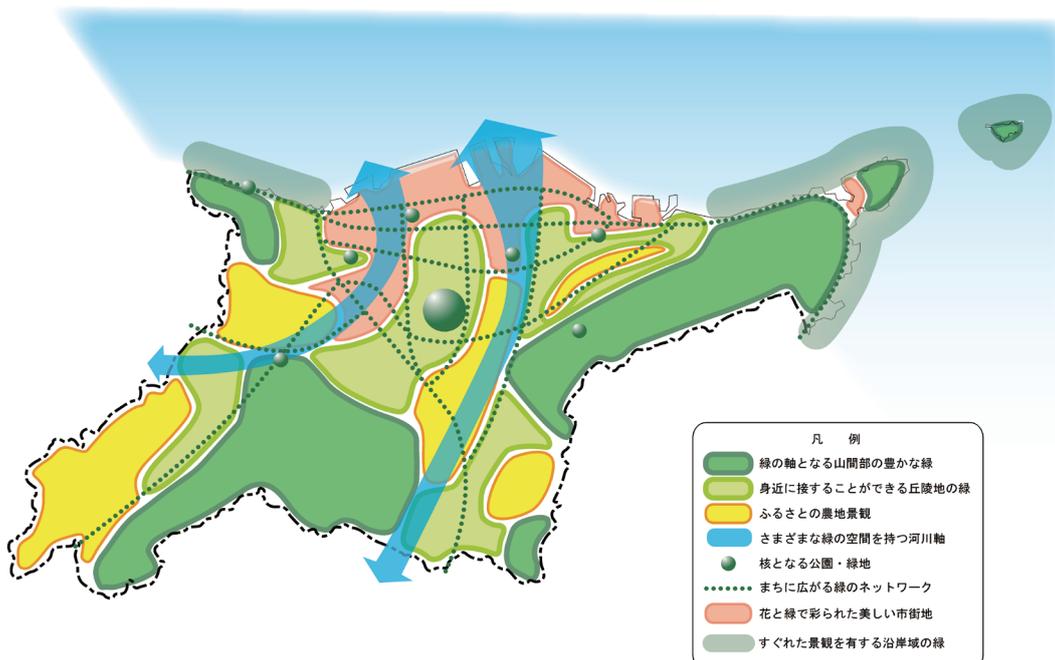
- 1) 緑地の確保目標
市街化区域内の緑地率**13%以上**（現在9.2%）
- 2) 都市公園の整備目標（都市計画区域）
一人当たりの都市公園面積**17㎡/人以上**（現在約15.0㎡/人）
- 3) 公共公益施設の緑化目標
都市公園（街区、運動公園）各公園の緑被率**30%以上**（現在平均29.1%）
都市公園（近隣、地区、総合公園など）各公園の緑被率**50%以上**（現在平均65.6%）
幹線道路の緑化延長**35%以上**（現在平均34.6%）※緑化延長／幹線道路総延長
大分市の教育施設の緑被率**15%以上（中間12%以上）**（現在平均11.6%）
市役所、消防署、保健所などの緑被率**20%以上**（現在平均19.6%）
- 4) 市民の緑に対する満足度の目標
市民の緑に対する**満足度の向上**
- 5) 生物多様性の確保についての目標
市街化区域内の緑地率**13%以上**（現在9.2%）
- 6) 市民の意識高揚のための緑化目標
苗木の配布本数**年間1,000本以上**
公園愛護会の結成数**410団体以上**

※緑地…施設緑地（都市公園、公共施設緑地（学校の植栽地など）、民間施設緑地（社寺境内地、公開空地など））と地域制緑地（法による地域（風致地区、自然公園など）、協定による地域（緑地協定地区など）、条例等によるもの（郷土の緑の保全地区など））に分類される地域

※緑被率…植物の緑で被覆された土地、もしくは自然環境の状態にある土地の割合

※生物多様性…「生態系の多様性」、「種間（種）の多様性」、「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルでの多様性があることです。都市の生物多様性を確保するためには、生物の生息・生育環境の創出、保全、再生及びネットワーク化を進めていくことが必要です。

大分市の将来の緑のイメージを示します。



「緑の将来像」の実現に向け、総合的な緑の配置方針を次の図のように定めます。

緑化重点地区

大分駅周辺を緑化重点地区に位置づけ、公共の緑の整備や民間の緑化推進など、特に重点的に緑化を図っていきます。



既成市街地や住宅団地において、市民、NPO、事業者、行政が、協力しながら、地区の個性を活かした、まちの緑化を進めていくゾーンです。

緑化推進ゾーン



まちづくりに際しては、自然環境の保全を基本とし、苗木植栽などにより、自然の再生を図るなどして、自然と人との共生を図っていくゾーンです。

共生ゾーン



農地保全ゾーン

ふるさとの景観や防災など、重要な緑の役割を持つ、農地の保全を図っていくゾーンです。



エコロジカルネットワーク…野生生物が息息・生育する様々な空間(森林、農地、都市内緑地・水辺、河川、海等)がつながる生態系のネットワークです。動植物種の円滑な移動を確保し、市街地に動植物を誘導していくことができます。

緑地保全ゾーン

市の骨格となる緑地の中で、特に優れた自然環境として、保全を図っていくゾーンです。



凡 例	
	自然公園
	緑地保全ゾーン
	郷土の緑保全地区
	農地保全ゾーン
	河川
	共生ゾーン
	緑化推進ゾーン(住宅団地)
	緑化推進ゾーン(既成市街地)
	緑化重点地区
	都市公園【整備済】(都市基幹公園・緑地等)
	都市公園【未整備】(都市基幹公園・緑地等)
	地区の核となる公園
	エコロジカルネットワークの拠点地区・主な中核地区
	山間部、中山間部における森林公園等
	街路樹などの整備・充実
	河川沿いの緑化及び緑地保全
	都市計画区域
	市街化区域
	行政区

「緑の将来像」の実現に向け、緑の保全や創出などの施策を定めます。

基本方針1

緑を守り、次代に残す

- ・森林や斜面地、農地、河川など、ふるさとの緑を守ります。
- ・都市公園や公共公益施設の緑を守ります。
- ・社寺林や重要な民有地の緑を守ります。

基本方針2

緑をつくり、増やす

- ・都市公園の整備の推進を行います。
- ・都市公園や道路、教育施設などの、公共公益施設の緑化を推進します。
- ・住宅地や商業地、工業地、駐車場などの緑化の推進を図ります。
- ・緑のネットワークを形成します。

基本方針3

緑を活用する

- ・緑の適切な維持管理、活用を行います。
- ・官民連携により、都市公園等を適切に維持管理し、活用します。
- ・都市公園等の特性に応じた魅力の向上を図ります。

基本方針4

みんなで考え行動する

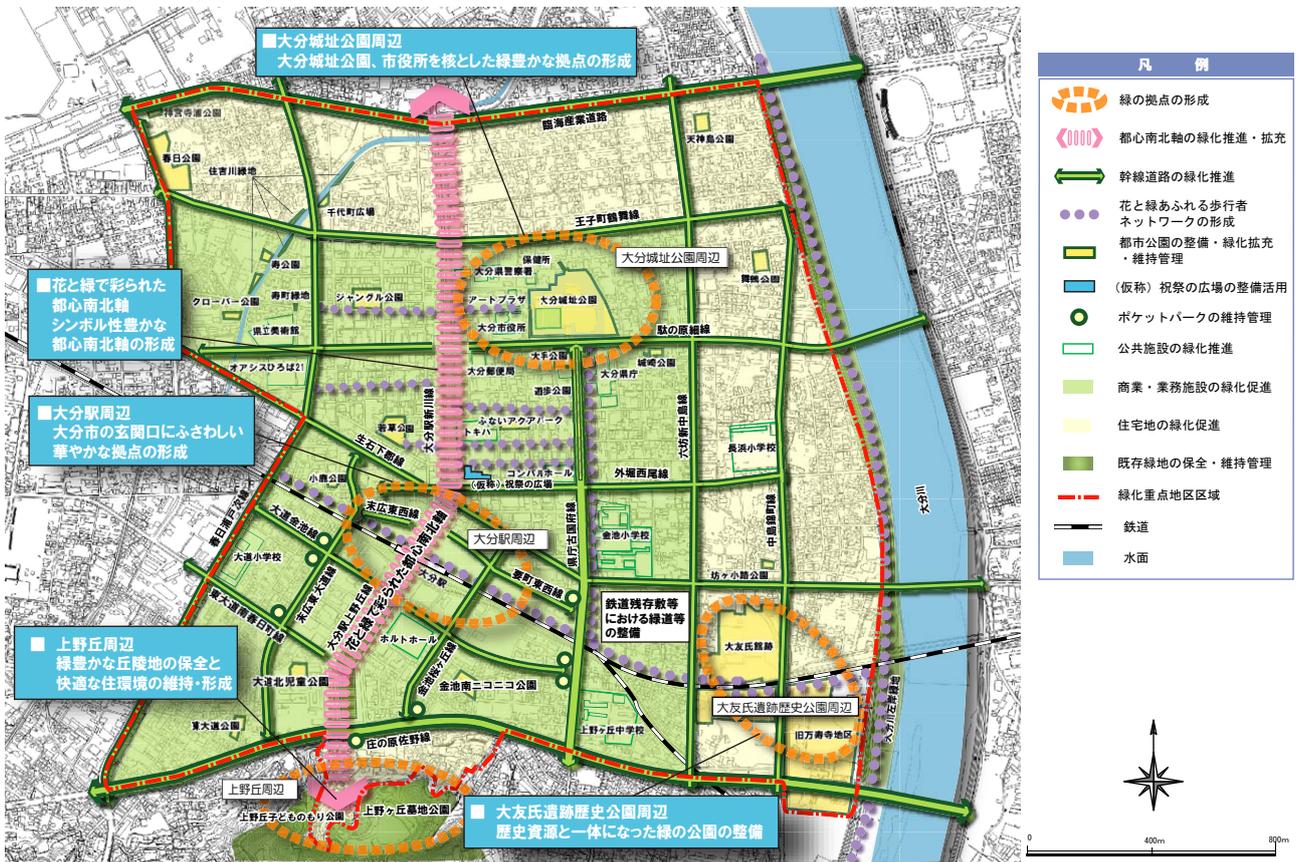
- ・市民、NPO、事業者、行政が一体となって緑化の推進に取り組んでいきます。
- ・緑に関する行政内の体制を強化します。
- ・緑の教室等を開設します。

都市計画道路を中心に、街路樹の整備や沿道の緑化をすすめ、都市公園や緑地、歴史資源等を結ぶ緑のネットワークや、大分川、大野川などの河川敷については、関係機関と協力し堤防緑化などを進めるとともに、遊歩道、サイクリングコースを整備し、快適な水辺空間を創り、また、生き物に配慮したエコロジカルネットワークを形成します。

これにより、大分川、大野川を中心に、山や海からの涼風を市街地に送り込む風の道をつくり、ヒートアイランド現象の緩和など緑を感じるまちづくりを進めていきます。

緑の保全については、「大分市緑の保全及び創造に関する条例」により、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成などの緑の役割に応じて郷土の緑保全地区を指定し、市民とともに緑をより良い状態で次の世代に残していきます。指定された郷土の緑保全地区は、緑の役割に応じた保全基準により、土地の所有者と協力して、自然と共生を図り自然に配慮した街づくりを行います。また、市と協定を結んだ所有者の負担を軽減し、官民が協働でその保全に取り組んでいきます。

緑化重点地区とは、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区のことです。これまで大分市では、「大分駅周辺地区」において緑化重点地区を指定し、支援制度等を活用しながら緑化に取り組んできました。緑化重点地区の区域は、他事業や関連計画との整合性を考慮し、下図に示す概ね457haとします。本地区は、都市機能の中核を担う区域で、商業・業務都心、歴史文化観光拠点、緑の拠点として、さらに市の玄関口としても新たな発展が期待されています。緑被状況は、地区全体の9.6%程度と非常に少ない状況にあります。このため今後は、官民が協働で緑化に取り組み、本市の中心部にふさわしい、緑豊かで潤いのある環境をつくる必要があります。緑化重点地区では、主に次の図に示す整備を目指していきます。



緑の拠点
大分城址公園、大分駅周辺、上野丘周辺、大友氏遺跡歴史公園周辺を拠点とし、先導的に緑化を推進していきます。

花と緑に彩られた都心南北軸
地区を南北方向に結ぶ都心南北軸については、街路樹や沿道建築物の緑化により、シンボリックな道路空間づくりを進めます。

道路
街路樹の設置や適切な維持管理により、緑陰効果を高め、快適な緑のネットワークを形成します。また、花と緑の憩いの空間づくりを進めます。

緑化
公共施設、民間施設(商業地・住宅地)の緑化を推進していきます。

公園
新たな公園の整備や既存公園の再整備を推進します。

緑の基本計画に関するお問い合わせ先

大分市都市計画部公園緑地課
大分市荷揚町2番31号 TEL097-534-6111(代表)